

令和6年度第3回多良木町議会(9月定例会議)						
招 集 年 月 日	令和6年9月10日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和6年9月19日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和6年9月19日		午後01時54分	
応招（不応招）	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
議員及び出席	1	○	宇 佐 信 行	6	○	久 保 田 武 治
欠席議員	2	○	坂 口 幸 法	7	○	豊 永 好 人
○ 出 席	3	○	林 田 俊 策	8	○	猪 原 清
× 欠 席	4	○	魚 住 憲 一	9	○	落 合 健 治
△ 不応招	5	○	源 嶋 た ま み	10	○	前 田 文
会議録署名議員	4番	魚 住 憲 一		10番	前 田 文	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之		議 事 参 事	矢 立 志 穂	
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名	
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗	
	副 町 長	日 田 雅 仁		生涯学習課		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽		住民ほけん課長	竹 下 政 孝	
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二		住民ほけん課	恒 松 つ ぐ み	
	総 務 課 長	東 健 一 郎		福 祉 課 長	新 堀 英 治	
	総 務 課			福 祉 課		
	企画観光課長	浅 川 英 司		建 設 課 長	林 田 裕 一	
	企画観光課	永 井 孝 宏		建 設 課		
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農 林 整 備 課 長	水 田 寛 明	
	危機管理防災課	多 田 哲 弥		農 林 整 備 課		
	税 務 課 長	椎 葉 直 宏		産 業 振 興 課 長	魚 住 雅 彦	
	農委事務局長	大 森 博 範		産 業 振 興 課		

会 議 に 付 し た 事 件

同意第2号	教育委員会委員の任命について 多良木町議会議員の派遣について
-------	--

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長（宇佐 信行議員）

ただいまの出席議員は 10 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。
これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（宇佐 信行議員）

それでは日程第 1、一般質問を行います。
順番に発言を許可します。
6 番、久保田武治議員の一般質問を許可します。
6 番、久保田武治議員。

久保田 武治議員の一般質問

○6 番（久保田 武治議員）

おはようございます。

早速質問に入りますが、私が所属する委員会に関する質問もありますので、議長の許可をいただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（宇佐 信行議員）

はい、許可いたします。

○6 番（久保田 武治議員）

まず、1 番目の、町長のマニフェストについてということで挙げてます。

町長在任期間が 4 か月余となりましたが、これまでに掲げられたマニフェスト、あるいは施政方針に関してですね、その前進と達成のために、どのような取組をなされるのか、そのことについて伺いたいと思います。

町長の任期も総仕上げ、いわゆるラストスパートの時期になるかと思います。そのあとの 4 年間について、この後同僚議員が質問されますので、私は敢えて問いませんが、町長がこれまでに掲げられたマニフェスト、施政方針の中から 3 点だけ伺いたいというふうに思うんです。これらについてはですね、3 月議会、ちょうど 1 年を前にしてどうするんですかっていう質問しました。

その中で基本的な考え方、そういう方針については伺っております。

従って在任期間中に具体的には何をやるのか、何ができるのか。もし数値的な目標を持っておられるのであれば、そのことも含めて示していただきたいということでの質問です。

まず、ア、若者の人口増と働く場所の確保が最優先の課題というふうに述べられていますが、どのように取り組まれるのか。

これについては、私の 6 月議会での企業誘致移住定住、人口減少に関わる質問に答弁がありまして、コロナ禍で副町長はこの 1 年で新規実績はないが、企業との連携協定を 4 月に締結した。

製造業などの誘致に向けて、用地取得費の補助制度の拡充、中学校跡地利活用については検討中だが、県の企業誘致活動での紹介もお願いしているというふうに答弁されましたですね、はい。

昨日の同僚議員の質問にもね、中学校跡地を有力な敷地候補としてアピールしているという答弁もありました。

これに関してはですね、熊日新聞の 9 月 1 日号が、地方創生不十分 68% っていうことで、全国自治体アンケートで、恐らく町長も回答されたと思うんですが、その中で、結局、自治体単独での対策ですね、対策にも限界があると。

特に移住者獲得の競争が起きるなど、やはり問題があるっていうふうに、この地方創生そのものについて、批判的な見解を述べています。

そして、出生率改善しない、県内自治体8割強となっています。

今私が述べたようなことを含めて、まずこういうことについて、町長はどのように取り組まれるのか。

○議長（宇佐 信行議員）

これより町長、関係課長の答弁を許可します。

町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

おはようございます。

はい、この最初の質問なんですけど、数値とか、先ほど言われたように、これから何をやっていくのかっていうことではなくて、マニフェスト、4か月になったので、掲げたマニフェストの前進と達成のためにどのように取り組まれるのかって書いてありますので、これまで取り組んできたことはあるんですが、これから取り組むこと両方言えればいいんですかね。

○6番（久保田 武治議員）

特に何を重点にやるのかということ。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

ああ。なるほどそういうことですね。

これ、3日連休かけて、久保田議員の質問に答えようということで原稿つくってきてます。結構長くなります。一つの質問に対して20分が多分かかると思う。

そういうふうに、何をやるのかだけを挙げてくれということであればですね、それは意外と簡単にできるものです。それだけであれば、その分は用意しておりますので、そのことだけをちょっとお伝えしたいと思います。お待ちください。

本当は滔々としやべりたかったんですけど、簡単でいいということでありましたので、えーとですね、まずこれまでやってきたこと。

○6番（久保田 武治議員）

全部分かってます。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

分かっているんですか、そうですか、これからやりたいことですか。

これからやりたいんについてはですね、中学校の跡地をどういうふうにしていくのかという、今、庁舎内でプロジェクトチームをつくっております。これをまず詰めていきたいというのが一つあります。

それから、多良木学園の民営化については、議会の皆さん方の再三にわたる合意をお願いして、大分が我慢強く待っていただいて、やっと方向ができたかなと今思っているところです。あと、詰め作業が残ってますので、そちらのほうをきちんとやっていきたいと思っています。

それから、危機管理防災課の新設を行いましたので、災害に強いまちづくりということで、昨日議員の皆さん方にるお答えをしました。

まず避難所の整備ですね、そして2年後に設計をして、3年後に着工に取りかかるエアコン、体育館のエアコン設備ですね。こちらのほうをやっていきたいと。

それから、もう大体みんな揃いましたけど、備蓄品をですね、きちっとそろえて、災害対応に備えたいということがあります。

それから、住宅の整備ですね、こちらは、湘南通り沿いの前の中央公民館跡がありますけれども、あそこに今、あそこ、あのちょっとかさ上げをしなくちゃいけないということで、かさ上げをしまして、あそこに毎年できれば、2軒ずつか、1軒ぐらいになるかもしれませんが、建てていって、今のところ8棟平屋建てを建てたいというふうに思ってます。

それから有能な若い人材の定着ということで、財団のほうにいる人たちを、明石先生が今少しずつ、そういう方向で教育っていう、教育って言うてはいけないですけど、いろんなやり方を教えていただいています。そちらの優良な人材の育成をして、そういう方々に多良木町に定着していただくということですね。

それから、少子高齢化と人口減少への対応ということで、こちらはなかなか難しいんですけど、そういう方向を、少子化に関しては今までいろんな形で、議会の皆さんのご指導を受けながらですね、少子化対策やってきましたけれども、しかしやはりみんな18歳になったら出ていくんですね。ですから、それを18歳になってるんで、皆さん出ていかれるんですけど、そこま

で皆さんで10市町村で過当競争をやりながら、お金を出し合って、出してもう際限ない競争が始まっているので、ここらあたりはもう一回立ち止まって考え直さなくちゃいけないかなというふうに思っているところです。

しかし子どもたちの数は減っておりますし、今の町内の保育所が5つ保育所がありますけど、こちらもなかなかこれから経営が厳しいというふうにおっしゃってますし、子どもたちが少なくなれば、やはり町中の、何ていうんですかね、そういう明るさとか活気とか活力というのが減少していきますので、なかなか厳しいことになりますので、ここはまたみんなで知恵を出し合って、少子高齢化に対処していきたいというふうに思ってます。

それから財政のスリム化ですね。

もう随分、中学校の建設で23億ほど使いまして、これから借金を返済していかなければいけませんので、できるところは申し訳ないですけど、削らせていただくというところが、今から出てくると思います。

その一環として、えびすの湯を今回かなり大きく、半日にしたというのがありまして、こちららはもう、いろいろ電話をいただいたり批判を受けたりしましたが、今まで、平成8年に開館して1回も値上げをしてない、そして1回も改変に取り組んでない、これはいろいろ事情があって、えびすの湯は福祉目的でもありますので、高ければいいというものでもないと思いますので、今まで致し方なかったのかもしれませんが、今回ですね、かなり思い切った大鉈を振るわしていただいたという、これいろんな方に怒られましたけれども、しかしこれは4,000万の赤字を削減するに当たってはですね、やはり必要なことだったと思いますので、そこはどうかご了承いただきたいと思います。

それから、日本遺産の活用と物語の作成ということで。

はい、そういうこと。

私はこれ大分原稿を用意したんですが、ちょっとしゃべらせてもらえませんか。

いいんですか、はい、分かりました、ちょっと残念なんですけど。

はい、じゃ、原稿はここにおいておきます。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

次のイということで、基幹産業の農林業を支えて、農産物のブランド化と、日本遺産を活用して多良木町をブランド化するっていうふうに述べられてきているんですが、これについては要するに残りの期間何をどのようにつけていう話なんですけど、要するにお米日本一コンテストや九州お米食味コンクールなどで、金賞や優勝を飾るなど、九州の米どころ多良木町の名を町内外に知らしめたっていうことと、そのことによってPR効果が高まったということは事実ですね。それをベースに、他の作物に普及させていくっていうふうに述べられていたんですが、要するに残りの期間でそちらについては何をやるかっていうことと、日本遺産についてもここ最近文化審議会が本町の文化財保存活用地域計画が、文化庁に認定される見込みという報道がありました。

県内で初めてっていうことなんですけど、当然これが追い風になる可能性もあるというんですが、このことの関連も含めてですね、本町のブランド化を進めるためにどのようにおやりになるのか、それについても簡潔に結構です。

○議長（宇佐 信行議員）

町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

長くまとめた分と短くまとめた分、2つ用意してきましたので、短く言ってくれと言われたときにはこれを読もうと準備をしてきました。

議員おっしゃった基幹産業の農林業を支え、町をブランド化するというので、まさにおっしゃるとおり、文化財保存活用が文化庁に認定を受けましてですね、これはもう一つに、担当者学芸員の努力と、それから先生方のご協力によるものと。

これは前の教育委員会に学芸員の部局があった時代からですね、積み重ねてきたものの成果が、こうやって表れてきたんじゃないかなというふうに、前々から、それから文化財保護委員の方とか、文化財案内人の方とかですね、いろんな方のお力添えがあって、初めてできたのか

なというふうに思ってます。

おっしゃるとおり、これは非常に多良木町にとって、これからの多良木町の観光を考える上で、非常に重要なポイントになるんじゃないかなというふうに思ってます。

利益を生む農業を支援していくということでの、基本的な支援の形なんですけれども、今年はですね、米の値段が上がっているようです。

ご承知のとおり、今、米が米不足というふうに言われていますが、新米が出始めて、今米の値段が大体1万円台、昨日、農林課長、すいません、産業振興課長からちょっと情報をいただいたので、大体1万円くらいになってると、30 kgですね。

農家の方々は少し安心されたんじゃないかなと思いますが、農業にかかる全ての原材料、それから資材が上がっておりますので、当然その生産する作物も上がるのが当然と私は思うんですが、消費者の立場からいえばですね、若干、許容限度というものもあるかもしれませんが、しかし多良木町にとっても農家の方々にとってもですね、所得の向上というのは目指してきたところですので、本当によかったなというふうに思ってます。

言うまでもないことですが、食料は国の基本ですし、全ての生産の原点でもあります。空気や水のように食料がなければ生きていけないということですね。そういう意味で、農家の方々にはですね、国を支えていっているのは自分たちであるという誇りを持って仕事をされていると思いますけれども、これからもそういう気持ちでですね、是非仕事を続けていただければというふうに思ってます。

行政としてもですね、誇りを持って頑張っておられる農家の皆さん方を、政策的にしっかりとバックアップしていくことが重要だと考えておりまして、申し訳ないんですが、まだまだ十分ではないところ、いろんな方々から、ここはどうだというふうに突っ込まれた場合はですね、すいませんということが多々あるんですけれども、しかし事業で言いますとですね、ご承知のとおり中山間地の直接支払事業がまず一つあります。

それから交付金事業とか、それから多面的機能支払交付金事業、こちらはかなりお金が投入されておりまして、そのほかに経営所得安定対策事業、それから広域農事法人の効率的な経営の支援と、熊本土利用、土地利用型農業競争力強化推進事業というのが事業としてありますが、こちらでコンバインとかですね、トラクターあたりの導入の補助を行っております。

また、生産性向上と経営の向上を目的に、農業振興活用、農業振興活性化支援資金というものをつくっておるんですが、こちらでは移植牛振興資金の貸付け、それから、各農家の作成された農業経営改善計画書というのがあります、この実現を目指して、認定農業者相互の親睦と融和を図りながら、情報公開や研修などで、意欲と能力のある農業経営者の育成を行っております。

また、振興作物農業機械導入支援事業として、こちら議員の方々からも何年か前にですね、何とかやってくれというふうに言われて、そちらのほうも担い手農業者の方に対して、生産性の向上と、それから経営の安定化を目的に、農業機械の導入を支援する町単独の事業を実施させていただいております。

機械施設の整備経費の3分の1以内でですね、50万円を上限なんですけれども、そんなに大きな金額ではないんですが、しかし農家の皆さんからはですね、大変ありがたいというふうに言っております。

それから今平均の競り価格がですね、相当程度まで落ちております畜産のほうですけれども、こちら優良繁殖雌素牛確保促進事業、それから自家保留された場合、畜産農家に対する応援をさせていただいております。

自家保留された場合には、えさ代とか飼料とかですね、いろんなものの経費がかかってきますので、そちらに対して少しではありますけれども、応援をさせていただいております。

また先ほど、議員おっしゃったように、7回のお米食味コンクールで、5回のグランプリをとっているという非常に大きな成果が上がっております。

多良木町の場合は、のびるさんを中心に田んぼの力研究会を中心に、こういう事業を展開してもらってるんですが、多良木でやるつもりは最初はなかったんですけれども、お金がかかりますので、できれば菊池とか宮若のほうで参加したかったんですけど、菊池と宮若のほうがですね、強力で多良木も毎回良い成績をとっておられるので、ぜひ、多良木でやってほしいということで、去年ですね、そういう大会を多良木でやりまして、こちらまた多良木が自治体部門

のグランプリと個人の金賞、最高金賞ですね、をとっていただきましたので、町でやった意味があったのかなというふうに思っております。

○6番（久保田 武治議員）

残り、何を重点におやりになるのですか。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

残りはないです。

これはこういう事業をやっていきます。

ただ、残り新しい事業というのはもうできません、お金がないんで。はい。ということです。これでいいですかね。

あと、本文にはですね、結構たくさんあるんですけど、まだ長くいいですか。ここでいいですか。

だから、あれこれ書かないと説明がつかないので、議員の言われるのは、これをここに書いてあるのは、基幹産業の農林業を支え、農産物のブランド化と、日本遺産を活用して多良木町をブランド化すると述べられたが、どのように取り組まれるのかという質問でしょう。だから、そのブランド化をするまでの過程をきちんと述べなければ、どうやってブランドするのか分からないですよ。

いやいや、これまでのことって、その次につながらなきゃ、後ろの方は全く分からないんですよ。議員だけにわかって。

じゃあ、まずはここまで、すいません。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

ウですね、町行政が農林商工業、観光などを組合せた経営戦略を提起して、人が集まる魅力的な力強いまちづくりを目指す。

この課題については一体どのように残りに取り組まれるかということですが、今の答弁の中の農林業については、かなり詳細な答弁ありましたのであれですが、確かに農林商工業については、担い手の育成、それからの新規事業者への支援、観光に関してはですね、体験型コンテンツあるいは周遊モデル、グッズ開発の取組などをね、着手されてます。

でこれは、どのような戦略で人が集まるまちづくり、これにアプローチをするか。

そのために、残りの期間に何を重点としてお考えなのか、そういうことの答弁をいただきたい。

○議長（宇佐 信行議員）

町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

こちらのまた、ダイジェスト版のほうでご説明をさせていただきたいと思います。

まず昨年、企業訪問でですね、既知を得ておりました方が突然多良木町を訪ねてこられまして、その方ユニリーバジャパンホールディングスという会社なんですけれども、昔私が使ったリプトン紅茶とかもつくって、今リプトン紅茶はこっから外れてますけれども、あとはオーガニックボディーローションとか、スキンケア、ボディケア、それからコスメっていう、おおよそ私たちには縁のない商品でですね、コスモ業界をリードされてる会社の取締役なんですけど、〇〇さんというワーケーションあたりを広めておられる方の実証実験をされてる方で、インフルエンサーの方ですね。

この方、大変全国的に注目されてて、フェイスブックあたりも、いっぱいこう、何ていうか評価をするような文章が書かれているんですけど、女性の取締役の方です。

この方がですね、多良木町を評して言われるには、こんなすばらしい環境の中で仕事ができるなんて、もう本当に自分としては最高だということを言っておられました。

その言葉を受け止める側のですね、私たち地方に生活する者が、そのことをどう受け止めるかということが大事だと思うんですが、斜に構えてですね、それは都会の人間が田舎に来て、上から目線で一時的に感じる、あるいは思い込みと干渉から来る自己満足という言葉ではですね、片づけられない、いい意味での肯定感があったので、〇〇さんとお話をしている中でですね、単純にすばらしい環境ですねと、都市生活者が言うのならば、都市部も地方も等価あると

いう、そういう視点から、それを肯定的に私は受け止める、度量の広さを持たなくちゃいけないんだなあというふうにその時に思いました。

そしてもう一つ、多良木にこられた方々がですね、一様に言われるのは、新鮮な食材のことなんです。

〇〇さんにも物産館でたくさん買っていただいて、宅急便で送っていただきましたが、これからの地方にとっては、都市と農村が共生する社会の実現が不可欠であるというふうに思っております。

で、議会の皆さん、そして農業、林業、商工業など、生業としておられる住民の皆さんと、執行部がですね、共に力を合わせて自らの置かれた環境を正しく理解し、10年後20年後の多良木町を取り巻く環境が、将来どのように変化するのか、その可能性を信じて予測することに努めてですね、私たち執行部は、町の将来を展望する上での必要な施策を提示していくということが重要になってくると思います。

ブルートレインの利用者が、令和5年度で3,560名ということで、コロナ前並みに回復してきました。

旧白濱旅館の利用者も増えてきておりまして、令和5年は1,543名になっております。

南幌の子どもたちも先日、白濱旅館の大正棟に泊まったんですけど、すごく中で快適な宿泊状況だったようで、喜んで帰っておいりました。

町が補助してる新しい店舗ですね、これも12店舗できました。

町中にある空き家を、又は家を借りて自分で事業を始める場合には、多良木町の場合100万円補助することになっておりますので、それが12店舗まで今伸びているということです。

場所はですね、中鶴橋のところにRosy+さんですね。それから、そこにある旭屋さん、robertaさん、てつ食堂さん、それからネイルサロンのai nailですね、それから、役場の前にあると東亭、タイ式リラクゼーション、それから体育館前にフクインさんという印刷屋さんがありますけれどもそちら、それからfoods HONEY、foods bar HONEYですね、これは八栄街の入り口とどこにあるんだそうですけど、それからいいだ葬祭、それからくどう弁当さん、minabooキッチンですね、これナチュラルのところにあったやつですね。

そのことは町を、町のにぎわいを醸成することに深くつながっているというふうに思っています。これもこれから続けていかなければならない。

それから民間の団体が行っている石蔵のマルシェが、これは〇さんという方がされてるんですけど、かなりの、何百人の規模で来ておられるということで、私も先だって開かれましたのでそこに行っただんですが、ほとんど女性が多かったんですけど、男性はそれにくっついていてという感じだったんですが、なかなかたくさん来ておられて、非常に町の外部からたくさん人が来ておられるということで、そちらのほうですね。

これはTBDCという多良木ビジネスデザインキャンプから派生した事業で、今民間の方々がそれをやっておられるということです。

自分たちに何ができるのかという自発的な視点での活動ですよ。それを今展開していただいています。他の村、町、町村からの参加が大変多いので、人吉球磨の核になってるマルシェではないかなというふうに思っています。議員の方々も何人かみえておりましたので、そのにぎわいの創出につながっていると、そういう認識を持っております。競技人口、交流人口、関係人口の創出にもつながっていると思っておりますので、大変敷居の低いですね、サークル活動をやっておられるということです。

もう一つがですね、先日、広報たらぎに掲載していただいたんですが、今100数十回行われているということで、毎月第4金曜日にですね、石蔵でアマチュアナイトという音楽のライブをされてます。

世界で1番敷居の低いコンサートというのがキャッチフレーズなんですけど、多良木町の方だけではなくて、八代あたりからもですね、見えてて、多良木に非常に興味を持っていただいているということで、県南全体から、八代・水俣あたりからも来てもらっているというコンサートが第4金曜日に石蔵であってます。

その方たちが非常に多良木のファンになっていただいて、多良木でやってるのが、中原の方と、この人は大体舞台監督が本職なんですけど、この方と、それからメロンを作ってる農家の方2人で中心になってやっておられるんですけども、参加費が100円ということで、非常に

敷居の低いですね、コンサートをやっておられるということですね。

それから、これは松本町長時代に始まった多良木音楽祭というのがありまして、こちらも議員ご承知のとおり、音楽祭、かなり東京とか大阪あたりからブルースバンドとかロックバンドとかを呼んでですね、ライブが行われております。

それから、去年のイルミネーションの点灯式ではですね、石蔵にジャズクリンテッドを呼んでライブギグがあったんですけど、こちらには振興局の副局長も最後までいらっしゃってですね。いやあ、すごいですねって、多良木こういうのをしょっちゅうやっておられるんですか、しょっちゅうじゃないですけどっていう話をしたことがあるんですが、確かに産業振興課の課長が提案して、副町長のほうでですね予算半分、県からとって来てもらいましたので、それが3年続くということですので、これから2年間また、いろんな、そういう何ですかね、楽しみがまた増えるんじゃないかなというふうに思ってます。

こういう意味でいうと、多良木は非常に魅力的な町だと、もう既に魅力的な町だと思うんですよ。特に外部からこられた方にとってはですね。

そういう中で忘れてならないのはですね、21日に10月21日に行われますえびす祭りの11基の神輿ですね。こちらには今、神輿会のメンバーの方もこちらにいらっしゃいますけれども、商工会の皆さんが中心になって行われておりまして、この練り歩きっていうのは人吉球磨でもですね、非常に人吉球磨の粋を演出していただいているっていうんですかね、評判がいいです。皆さんがですね、積極的に関わっていただいているそのおかげで、おくんち祭りよりも、部分的に行けばこっちのほうがすごいんじゃないかという評価もいただいておりますので、今年は10月19日から南幌町の副町長と3名の方がいらっしゃいますので、多良木町で表敬訪問をされますので、旧白濱旅館の2階からですね、それを見ていただくと、堪能していただくということになってます。南幌町の皆さんもとても楽しみにしておられますので、実際にご覧になったら、本当に南幌町も驚かれるんじゃないかなと思います。

先日も、副町長がくまモンを連れてですね、南幌町に行っていただきましたので、何か、後ろ。

○議長（宇佐 信行議員）

傍聴の方、ちょっと静粛をお願いします。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

あなたは議員ですか。

もう終わりますので、もう終わります。

農林商工祭もですね、両日とも、去年、良いお天気に恵まれまして、皆さんのおかげで大変な賑わいを見せておりました。

実際、町に住む私たちはですね、日常の空気感でなかなか気づきませんが、外部から見たときに、多良木町は実に魅力的な町であるということは間違いない、ということで、ということをお思っております。

何か後ろからいろいろと入ってますが、じゃあ、このへんで。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

長々とした答弁、ありがとうございました、っていうか、何かちょっとポイントがですね、ちょっとよく掴めなかったんですが、しかし、あれこれね、町長が残りの期間ね、めい一杯おやりになりたい、そのことは伝わってきましたので、どうか健康に留意され、最後までご健闘いただきますよう、そのことを申し上げてこの質問を終わります。

2つ目に行きたいと思います。

町民の安心安全な生活を高める施策についてっていうふうに挙げてるんですけど、これはですね、私は毎議会、町民の皆さんからいただいた要望、声を取り上げています。

町長はね、前議会でも、いやお金のかかることばかりというふうに言われましたが、言うまでもなくしかし自治体町の一番の仕事はですね、住民福祉の増進向上ですよ。格差社会が進む中で、貧困層がどんどん増えています。収入や年金が増えない中での物価高騰がさらに追い打ちをかけています。

地域に入ればですね、普段から生活が厳しいっていう言葉がね、たくさん出てくるんです。

これまでに自公政権が進めてきた自助、共助、公助、とりわけ自助、自己責任が要するに先に行ってしまうと、社会的に弱い立場にある人たちの命も暮らしも守れません。

これらの人々の生活を守ることこそが、私は政治の仕事だというふうに思っています。役割だというふうに思っています。

憲法 25 条、健康で文化的な最低限の生活を送ることができる権利を有する生存権ですね。これが今ですね、どんどんどんどんないがしろにされている、そういう社会状況があるわけです。

もちろん町の財政的な事情で、できることできないこと、これは当然です。ただ、このような人たちに向き合って寄り添いながら、全町民の安心安全、そういう生活を高めるという意味で、以下のことをね、提案をしたいということで挙げているわけです。

まず 1 番目のですね、記録的な猛暑で熱中症が多発する中、生活保護世帯や高齢世帯などへのエアコン設置の補助が広がっています。

本町でも検討できないかということなのですが、昨日も同僚議員から出ましたが、猛暑日が続いて全国で熱中症のために救急搬送された人が 10 万人を超えたというふうに言われています。

とりわけ体温調節機能が低下している高齢者、持病のある人、乳幼児などは特に配慮と注意を必要とし、家庭のエアコンは命綱となります。

このような状況のもとで、生活保護世帯や低所得者、高齢者へのエアコン設置補助を含めた、そういうことを始めた自治体が広がっているわけです。

熊本市がですね、2023 年度高齢者、要配慮者のいる保護世帯を把握して、希望があった 90 世帯に購入設置費、上限 10 万 5,000 円を支給しています。

あと奈良県ですね生駒市、ここではですね、要するにエアコンがやっぱり生活必需品になってるっていう、そういう立場から特にですね、熱中症予防の必要性がある世帯、高齢者、障害者なんかになるんですが、該当しない生活保護世帯をですね、保護費をやりくりしたり、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付け制度を利用するしかないっていう状況なんです、これらが実際に困難な場合が多いということで、購入を躊躇する。

そこでエアコン未設置もしくは故障して 1 台も使用できない世帯を対象に、給付事業を創設して、ケースワーカーが支援して設置を認めるということで、上限 10 万円というふうな設置の補助をですね、始めています。

これについてですね、専門家、福祉の専門家はですね、このようなエアコンの設置の問題について、こういうふうに述べてるんです。

自治体の独自予算だけでは対応に限界があり、国が介入するべき、私もそう思います。さらに、物価高騰や電気料金の値上げが家計費を圧迫して、エアコンがあっても使用を控える家庭もある。保護費の引き上げをはじめ、低所得者全体に目を向けた施策が必要だというふうに言われています。

私もそのとおりと思うんですが、そこでですね、伺いたいんですが、本町での生活保護世帯のエアコン設置状況を把握されているかどうか。まずそのことについて伺います。

○議長（宇佐 信行議員）

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それでは、お答えいたします。

生活保護世帯へのエアコンの設置費用につきましては、一定の要件に該当しますと、公費の補助の対象となるようですので、まずはその要件につきましてご説明申し上げます。

要件としましては、一つ目に、法開始時において、冷房器具を持ち合わせていないとき。

二つ目に、長期入院、入所後退院退所した単身世帯で、新たに自活しようとするとき。

三つ目に、災害に遭い、地方公共団体等の救援をもってしても、最低生活に必要な家具什器を賄えないとき。

四つ目に、転居の場合にあって、新旧住居の設備の相違により、最低生活に必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。

五つ目に、犯罪等により被害を受け、または同一世帯の者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために、新たに借家等に転居する場合に、最低生活に必要な家具什器の持ち合わせがないなどの、五つの要件のいずれかに該当し、且つ生活保護世帯の中に熱中症予防が特に必要とされている方がいる場合に、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎える

に当たって、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと認められたときには、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差し支えないとなっているようでございます。

仮に要件に該当しますと、エアコンの購入費用としまして、上限 6 万 7,000 円と別途設置費用が一時扶助費として、県から購入先に対しまして、直接現物給付されるいうことでした。

ただし、購入金額が上限を超える場合には、超えた部分は個人負担となり、買換えや修繕または先ほどご説明いたしました要件に該当した年から、数年が経過した後に、新たにエアコン設置しようとする場合には、扶助の対象とならないとなっております。

次に、生活保護の申請の方法等について簡単にご説明申し上げます。

生活保護に係る新規申請等に関する相談につきましては、球磨福祉事務所か最寄りの市町村にて、相談を受け付けることになっておりますが、ほとんどが、まずは町に相談にこられますので、相談者から聞き取りを行い、その情報を球磨福祉事務所と共有し、保護の申請の要件に該当されるか検討が行われます。

保護申請の要件に該当されるとの判断に至った場合には、後日、球磨福祉事務所の職員が、相談者のご自宅等に出向かれ、再度ヒアリングが行われ、申請という流れになるようでございます。

その申請手続の際に、エアコンに有無つきましても、有無につきましても確認され、その際に扶助の要件等に関しまして情報提供がされております。

また町に事前相談にこられた場合にも、町の職員から情報提供を行っております。

現在、町内には 61 世帯が生活保護を受けられておりますが、生活保護世帯のエアコンの設置費の補助の申請関係につきましては、球磨福祉事務所と申請者との直接のやりとりとなりますので、申請されたかどうかということまでは把握しておりません。

参考までに、本年度、生活保護世帯に新規認定された世帯が 7 件ございますが、そのうち 3 件からエアコンの設置の相談を受けているということで伺っております。

○議長（宇佐 信行議員）

6 番。

○6 番（久保田 武治議員）

それですね、61 世帯の中で申請のそういう動きもあってるってことなんですけど、要するに、この保護世帯のですね、エアコン設置の状況を把握しなければ、前に進みようがないっていう場合もあります。

そのためには、こういうエアコン設置補助がありますよっていうことが、その方たちにきちんと周知されないといけませんですね。

ですからそういう点も含めてですね、やはり町としてですね、その人たちを本当に支援する、そういう立場でですね、この問題にやっぱり取り組む必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、町長いかがですか。

○議長（宇佐 信行議員）

町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

はい、今担当課長の話聞いておりましたら、ちゃんとした制度にのっとって、生活保護の方にもエアコンが支給されるということを、故障した場合はですね、その次の段階はないということなんですけれども、そういう方々に対しては、国のほうで生活保護制度というのがあるので、きちんとそのエアコンを設置してあげられるということを知りました。

設置の要件というのがいろいろあるようですけれども、国のほうもですね、制度として、きちんと整備された生活保護制度ですので、いろんな場合に対応していただいているということだと思います。

エアコンを何とかしてほしいということで、それをやっておられる町村、今議員のほうでお願いしますけれども、多良木町の場合何とかしてあげたいのは山々なんですけど、国や県のように大きな予算を持っているわけではありませんので、ちょっと無理だというふうに思います。

議員の言ってることは、B I ご存じですよ。ベーシックインカムですね、あれは要するに、フィンランドで一回実証実験をやりましたけど、えっとですね、生活の苦しい人に対しては、

一定の金額を毎月振り込む、指定された口座にですね、振り込むという制度がありましたけど、それはもう今やめて、フィンランドではやめられたというふうに聞いてるんですけど、なかなか、国が恒常的に一定の金額を出すには、やはりそれなりのご本人の世帯の調査とか、個人情報とか、いろんなことを調査をしないとなかなか簡単には出ないということです、生活困窮者あるいは低所得者の方々にですね、国も県もこれまで何回も、コロナ以来ですね、交付金の生活支援を行ってきてます。

先だっても 10 万円ですかね、そういう世帯の名前がずらっと挙がって、はい、あ、エアコン設置はちょっと無理だと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

6 番。

○6 番（久保田 武治議員）

少なくとも保護世帯でですね、先ほど課長の答弁にあった、五つの要件に該当しなくて、設置補助にならない場合でもね、私は町としてね、そういう対応ができないかと、そういうことをですね、求めたいわけなんです、実はですね、高齢世帯などへのエアコン購入設置補助が全国に広がっています。

北海道のですね、上ノ国町っていうそうですが、ここはですね、年齢制限を設けずに、熱中症による事故を未然に防ぎ、住民の安全かつ安心な生活を支援するためとして、エアコン購入設置に係る費用をこの 4 月から 3 年間補助するというふうに決めてます。エアコン購入の 50% で上限が 10 万円、補助期間が 2027 年の 3 月 31 日までっていうふうになってます。

江戸川区ではですね、生活保護を受けていない低所得者向けに、エアコン購入助成金 5 万 4,000 円というのを、要するに打ち出して 2 年間で 26 世帯がですね、設置されたっていうことありますし、あと青森県の三戸、福島県の西郷村、東京、長野、上田、いろいろですね、ここはですね、65 歳以上のみの世帯に設置補助始めてます。

ですから全ての自治体がですね、財政が豊かということではないんです。

やはりそういういわゆる高齢者、社会的に弱い立場にある人、困っている人そういう人たちへのですね、補助がなされてる、そういうこともですね、ぜひ紹介をしておきたいと思います。

そこですね、今のことと関連して、例えば本町で 75 歳以上のひとり暮らし、そしてそのエアコン設置状況の把握がなされているかどうか、その点ちょっといかがでしょうか。

○福祉課長（新堀英治君）

新堀福祉課長。

それではお答えいたします。

75 歳以上のひとり暮らしの世帯数と、エアコンの設置状況の把握ということでございますけれども、町としては特に調査を行っておりませんので把握はしていませんが、多良木町社会福祉協議会におきまして、65 歳以上の高齢者のみで構成されている世帯について調査され、その数を把握されているということでしたのでお尋ねしましたところ、65 歳以上の単身世帯が 652 世帯、65 歳以上の複数人の高齢者のみで構成される世帯が 584 世帯とのことでした。

○議長（宇佐 信行議員）

6 番。

○6 番（久保田 武治議員）

結局ですね、多良木町のですね、いわゆる戸数の約 3 分の 1 近くの方が、65 歳以上のひとり暮らし世帯ということですよ。

さっき言ったように補助という制度が広がってるっていうのは、そういう事情もあるわけなんです、昨日の同僚議員のですね、高齢者の熱中症対策っていうことで、それに応えて町長がクーリングシェルの利用、あるいは地元公民館のエアコン活用などっていう、そういう答弁ありましたね。でもこれは直ちに利用できるというふうにはなりません。公民館は普通全部鍵かかってるんです。その時に区長が立ち会わなければなりません。あるいは住民の方も理解しなければ、勝手に公民館開いて、冷房を使ってたよって話しかならないです。

ですからやはり、家庭にね設置するっていう、そのことをきちっとやっぱり支えていくことが必要だと思うんです。

特に熱中症リスクの高い高齢者、例えば 75 歳、80 歳以上の 1 人世帯など、そういう世帯もですね、エアコン設置補助というのが検討できないかどうか、町長どうですか。

○議長（宇佐 信行議員）

町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

はい。

答弁としてはですね、国による追加支援を待ちたいというふうに答弁しようと思ったんですが、いろいろ、各町村でやっておられるということで、これはやはり、町村でやるということよりも、国の仕事なんですよ、本当はですね。

これだけ暑くなってくれば、国は10万円を最近また交付してます。

ですから、10万円を交付するんじゃなくて、エアコンを交付したほうが、いいんじゃないかと思うんですけど、今度もしそういうことがあればですね、中央のほうで、現実問題としてエアコンがなければ、やっぱり亡くなる方もいらっしゃるって非常に差し迫った問題ではあるので、町村ではとてもちょっとこれを交付する、そして、それをバランスをとって公平に交付するというのは非常に難しいことですので、今度10万円交付されたそのお金で、エアコンを買われるという方法はないんでしょうかね。

なかなか町では難しいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

確かにね、国がそういうふうに、全国的にですよ、そういう補助制度で出せばそれはそれにこしたことはないんですが、しかしさっき言ったようにですね、自治体でもこうやってやっぱりこのような深刻な事態の中でですね、動き始めてるわけです。

ですから、町長ご自身もですね、私当事者意識を持ってやっぱりこの問題はですね、高齢者になられてると思ってますんで、その辺も含めて、ぜひやっぱりお考えになる必要があるんじゃないかっていうことを申し上げて、二つ目に移ります。

○議長（宇佐 信行議員）

えっと、久保田議員。

開始から1時間程度経ってますので、ここで暫時休憩を取りたいと思います。

（午前10時54分休憩）

（午前11時02分開議）

○議長（宇佐 信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番。

○6番（久保田 武治議員）

それでは二つ目のですね、終わりが見えない新型コロナワクチン接種への負担軽減策を検討できないかっていうことなんですが、コロナ感染症は減少が続いているとは言ってもですね、9月2日から8日の週では、人吉保健所管内では1定点当たり7.20人と、県内11地域で最も多くなっています。

この間、患者への治療薬の負担軽減策が4月から打ち切られて、高価な治療薬を我慢する傾向が生じています。

本町でも10月1日から65歳以上、そして60～64歳で基礎疾患がある重症化リスクの高い人を対象に、ワクチンの予防接種が始まりますが、有料となって、経済的な理由で接種を受けない、受けられない人も出てきています。

ワクチンは重症化を予防する手段であって、負担軽減を求める声もですね、全国でやっぱり出ています。

例えば私の友人知人なんかですね、こんなふうに言ってます。

接種を3回受けたがコロナに2回感染したので、今回は受けない。

ましてや2,500円は高い。その友人も夫婦で5,000円はきついで申し込まない。年金暮らしのお年寄り、年金が少なく月5万円でやってるんですけど、1日500円で暮らしているの、受

けたいけど5日分の2,500円をとっても出せません等々、そういう声が出ています。

そこですね、今回の予防接種の個人負担金はどのように決められたのか。

他町村も同額になってるのかどうなのか、その辺の事情についてまず伺いたい。

○議長（宇佐 信行議員）

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは答弁いたします。

議員ご質問の新型コロナウイルス定期接種の個人負担額を2,500円に設定した根拠でございますが、まず、新型コロナワクチンの接種費用は、ワクチン代、診療代、手技料、あと手数料など、総額で1回当たり1万6,555円かかります。この1万6,555円から国の助成額を引いた8,255円。この額に3割相当が個人負担として設定しておりまして、それが2,500円です。残り7割は、多良木町、町のほうで負担するということにいたしました。

これを言い換えますと、接種1回当たり、国が8,300円、町が5,755円、合わせて1万4,055円を助成することになっており、率に換算しますと約85%を支援しているということになっております。

ここで人吉球磨10市町村の自己負担額でございますが、多良木町を含めた7つの自治体で2,500円となっております。その他1つの自治体では2,700円と、本町より高くなっており、残りの2つの自治体では1,600円と1,000円に設定されておりまして、近隣町村の多くは2,500円となっているところでございます。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

そこですね、本町での今回の対象者数と接種者数はどれぐらい見込んでおられますか。

○議長（宇佐 信行議員）

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

はい。

今回対象者数につきましては、新型コロナウイルス定期接種にかかる、予算ベースでですね、お答えしたいと思います。

今年度6月補正で予算を可決いただいた、このときの積算数値でございますが、昨年12月に推計した65歳以上人口のですね、次年度推計値が3,889名でした。

このうち2割に当たる778名を接種の希望者の数と見込んでおります。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

そこですね、この高齢者のコロナワクチン接種のね全額補助してるところがありまして、神奈川県海老名市なんですが、恐らく財政的にはね、かなり、それなりのところだということは推測できるんですが、ここはですね、コロナワクチン接種とインフルエンザの同時流行を予防するために、この秋以降の両方の自己負担額をですね、無料にします。

予算額の半分ですね、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金というのがあるんだそうなんですが、この事業助成金は、本町には適用されないんでしょうか。

○議長（宇佐 信行議員）

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

はい。国の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金につきましては、本町においても適用されます。はい。

この事業につきましては、定額8,300円というふうになっております。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

そこで、今回生活保護受給者は無料っていうふうになってるんですが、いわゆる非課税世帯

などの対象者にですね、例えば全額負担をできなくても、例えばリスクの高い80歳以上を無料にするとか、あるいは1,000円とか1,500円助成して接種を受けやすいような、そういった対策支援というのはできないのでしょうか。

そういうことを考えられなかったのかどうなのか、その点いかがでしょう。

○議長（宇佐 信行議員）

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

先ほどの国の助成金につきましては、実は既に、6月の補正予算で歳入のほうを組ませていただいております。

778名の×8,300円で645万円を計上させていただいております。

先ほども申しましたが、この初日1回当たり8,300円は定額助成となっております、自己負担をですね、仮に無料化、引下げた場合の費用については、もうその残り全てはですね、一般財源で対応するということになっております。

あとこのコロナワクチン接種につきましては、ご存じのとおり、令和6年度からはインフルエンザと同じくですね、予防接種法のB類のですね疾病と位置づけられてですね、接種を希望する人から費用徴収が可能となっております。

また65歳以上の方が定期接種の対象となりますけれども、それ以外の若い方々はですね、接種を希望した場合、各医療機関が定める自由診療によりですね、全額を自己負担することとなっております。

ご質問のですね、負担軽減策についてでございますけれども、今年度は、新型コロナワクチン接種1回当たり5,755円を町独自に助成することとしておりますので、また近隣町村と同じようにですね、設定しておりますので、既に一定の負担軽減策はですね、講じているという状況であります。

よってさらなる負担軽減策を実施する予定はですね、現時点ではございませんが、今後、新型コロナの感染状況をはじめ、社会情勢の変化や他市町村のですね、動向などをですね、注視してまいりたいというふうに思っております。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

今後もちろんワクチン接種というのは続くと思いますので、さっき申しましたように、特に80歳以上の高齢者とか、そういうですね、特定の人に限っては、やっぱり希望する人には受けやすい、そういう状況をですねつくるためには、やはり補助をしなければ、2,500円というのはちょっときつийよってという人たちが、結構おられましたので、その点についてもね、負担軽減策をぜひ検討していただきたいと思うんです。

町長に聞くと長くなりますので聞きませんので、次、3つ目に行きます。

3番目の、防災計画に障害者の声や視点を取り入れることが重要だと考えるが、どのように進めるかっていうことです。

防災計画に障害者の声という見出しで、熊日新聞が掲載した記事、町長も目を通されたんですか。かなり大きなスペースだったんですが。

この中でですね、熊本障害者労働センター代表で、自身も両腕と言語に障害がある〇〇さんという方が、能登半島地震で被災した現地で、障害者の避難状況をですね、聞き取りに行かれたんですが、それを見ながら、熊本地震などからは、ほとんど改善が感じられない、というふうに言われてるんですね。

その中で災害時に障害者は取り残されてしまうという、そういう警鐘をですね、鳴らしてるっていう記事なんです。

本町でも、防災トイレや備蓄倉庫の増設、緊急時の生活用水の確保など、緊急時の整備が進んでいますが、3月議会での私の質問に、障害者の避難所は確保できていないっていう福祉課長の答弁もありました。

そこで〇〇代表はですね、自治体の防災計画の策定時に障害者の意見を取り入れることの提案、障害者にも身体や知的、視覚、聴覚などいろいろな障害があるので、必要とされるものが異なるんです。

そしてあと防災訓練にですね、障害者もやっぱり参加をさせてほしい。
そういうことなどを提案されてるんですが、本町ではどのような対応がなされているのか。
あるいは今後どのようにそういう声を反映していくのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

それではお答えいたします。

まず、議員ご質問の1点目の防災計画に障害者の視点を取り入れることについてお答えいたします。

本町の地域防災計画につきましては、町の防災会議を経て、毎年検討を加えまして、修正を行っております。

修正に当たりましては、国や県の防災計画の修正内容も参考にしながら、障害者関連も含め反映をしているところでございます。

熊本県の防災会議委員の中には、身体障害児者施設協議会の会長が選任されております。

町の防災会議の委員は、会長除き30名以内となっております。そのうち、社会福祉協議会、球磨支援学校等にも委員となっていておりまして、災害時に自ら避難することは困難な障害者等を含む、避難行動要支援者の観点からもご意見をいただいているところでございます。

また、高齢者や障害者等の、特に避難の支援を要する方が迅速に避難できるための支援づくりを進めるため、多良木町避難行動要支援者避難支援計画の策定を、現在準備を進めているところでございます。

議員ご質問の、障害者の声や視点を取り入れることが重要ではとのことでございますが、こちら、福祉課のほうにお尋ねしたところ、本町には障害者の団体がいないとのことです。本町にお住まいの障害者の中から適当な方を選任するか、あるいは人吉球磨障害者総合支援協議会という団体があるとのことでございます。そちらから委員を選任しまして、ご意見等伺いできればと考えております。

2点目で障害者の防災訓練の参加ということのご質問でございます。

こちらにつきましては、障害者や高齢者等の、特に避難の支援を要すると思われる方に対し、現在、多良木町個別避難計画の登録について、対象者に通知をしているところでございます。

こちらに登録、情報、提供の同意をしていただきますと、避難支援等関係者として、消防団や区長、自主防災組織、民生委員等への名簿をお渡ししまして、避難の支援を行うこととなります。

今後の防災訓練の際には、訓練の重要性と訓練参加への個別の通知、また、避難支援等関係者、消防団等からの訓練への参加について、促していただきたいと考えております。

また、多良木6区の3公民分館と災害時要支援要配慮者等の一時避難場としての使用に関する協定を締結しておりますので、防災訓練の際に、実際に避難をしていただきまして、いろいろ不具合等があれば、そういったご意見をいただければと考えております。

議員からありましたように、障害者と一言で言いますが、身体障害者、知的障害者、視覚、聴覚障害者等、様々な障害をお持ちの方がいらっしゃいます。

担当課であります福祉課、関係機関とも今後、協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

もう1点ですね、ちょっと伺いたいのは、例えば具体的には、その静かな環境が必要な障害者に、学校の教室を開放する、あるいはその移動式のバリアフリートイレの設置、あるいはポリ袋に出した排せつ物を、凝固剤で固める簡易トイレ、あるいはその目隠しになるパーテーション、こういったことを準備するっていう必要があるというふうな提案もされてるんですが、本町の現状どんなふうになってますか。

○議長（宇佐 信行議員）

はい。

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

はい。それでは、お答えいたします。

まず、移動式のバリアフリースイレにつきましては、マンホールトイレの整備を以前やっておりまして、その際に購入をしております。

スペースがあればどこにでも設置が可能となっておりますので、そちらで対応したいと考えております。

またパーテーションにつきましても、コロナ関連の交付金によりまして整備をしております。

こちらの備蓄が相当数ありますので、そちらで対応したいと考えております。

また、ポリ袋に出した排せつ物を凝固剤で固める簡易トイレにつきましてでございますが、現在、若干数備蓄をしているところでございますが、この必要性はちょっと加味しておりますので、現在発注をしている状況でございます。

また、静かな環境が必要な障害者に学校教室の開放というご質問でございます。

避難生活が長期となりますと、そのような対応が必要になってくるのではと思っております。

当然ながら、教育委員会との協議が必要になってまいりますので、その際には協議をしまして、また今後、避難所運営マニュアルの見直し等も検討すべきかと考えております。

○議長（宇佐 信行議員）

6 番。

○6 番（久保田 武治議員）

このことについて、町長、簡単にちょっとコメントいただけますか。

○議長（宇佐 信行議員）

町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

はい。

危機管理防災課、本当によくやってもらってると思います。口数少ないですけどしっかり頑張ってるので、そこらあたりはもう、全幅の信頼を寄せて任せておりますので、今おっしゃったような、凝固剤とかもですね、今注文してるそうですので、そちらも、近々入荷してくるんじゃないかなと思います。

身体障害者の方を、防災の会議の中に名前を一人加えるというのは確かに必要かなというふうに思っておりますので、現在、身体障害者協議会のようなものは多良木がないということで、そちらに一応、どなたかに伺ってですね、いい方がいらっしゃったら、いらっしゃらなかったら、人吉球磨の会議の中から入っていただくという方法もあると思います。

確かに障害者の視点、女性の視点、大事なことだと思いますので、そういうふうにしてやっていきたいと思ってます。

○議長（宇佐 信行議員）

6 番。

○6 番（久保田 武治議員）

それでは4番目のですね、高過ぎる国保税への支援を行っている自治体がある、検討できないかということなんですが、この問題についてはこれまでも何度か取上げてきましたが、国保加入者がですね、自営業あるいは失業者、あるいはパート、年金受給者と、元々収入がですね少ない上に不安定というそういう方が、要するに加入してるっていう状況があるわけですね。

この間の相次ぐ物価の高騰で、高過ぎる、払えないの声は以前にも増しています。

保険税のですね、軽減措置も確かにあって、それなりの方が利用されてるっていうことも承知していますが、根本的には収入や年金が増えないことには厳しい状況は変わらないということですね。

まずそこで、直近の滞納世帯数と滞納額について伺いたいんですが。

○議長（宇佐 信行議員）

椎葉税務課長。

○税務課長（椎葉直宏君）

それではお答えいたします。

国保税の直近の滞納世帯数と滞納額でございますが、令和6年8月末現在で滞納世帯数は138世帯、滞納額は約6,400万円となっております。

○議長（宇佐 信行議員）

6 番。

○6 番（久保田 武治議員）

6,400 万円っちゅうのは大きいですね。

前年度にですね、国保税の差押えを行った件数、金額、これってどのようになっているか。

○議長（宇佐 信行議員）

椎葉税務課長。

○税務課長（椎葉直宏君）

それでは、お答えいたします。

前年度の国保税の差押えを行った件数と金額でございますが、2 件の預金差押えを行っておりまして、差押え金額につきましては、合計で 29 万 8,988 円でございます。

○議長（宇佐 信行議員）

6 番。

○6 番（久保田 武治議員）

差押えた内容、一体どういったものを差押えたのか、ちょっと紹介いただけますか。

○議長（宇佐 信行議員）

椎葉税務課長。

○税務課長（椎葉直宏君）

はい、2 件の差押え、両方につきましては、預金のほうの差押えということでございます。

○議長（宇佐 信行議員）

6 番。

○6 番（久保田 武治議員）

これを基本的に解決するには、ひとつは、払える国保税にすることと、国保税の国庫負担を増やすということが大事ですね。

基金などを活用した支援制度をつくって、実質的に保険税の軽減を図っている自治体もあります。

これ大阪の能勢町の中ではですね、2020 年から健康増進支援金をつくって、国保に加入する町民 1 人当たり 1 万円を給付して、23 年からは物価高騰を考慮して 1 万 5,000 円に引上げて、そういうことをやっています。

それから滋賀県の米原市、ここではですね、子育て世帯応援金というのを創設して、18 歳以下の均等割をですね、実質ゼロとする応援金を今、支給している。

当初、地方創生臨時交付金を財源にしてスタートして、現在は一般財源で恒久的な制度として実施しています。24 年度の対象者は 240 人、予算 1,100 万円というふうになっているようです。

そこですね、現在の基金残高が、その前にすいません、本町で 18 歳以下の均等割額を実質ゼロにするとしたら、幾らの財源が必要になるんでしょうか。

○議長（宇佐 信行議員）

椎葉税務課長。

○税務課長（椎葉直宏君）

それではお答えいたします。

令和 6 年 9 月 1 日現在の 18 歳未満の国保加入者が 159 人となっております。

均等割が 30,700 円でございますので、加入者数の 159 人を掛けますと、488 万 1,300 円となりますが、このうち、未就学につきましては、令和 4 年 4 月から均等割額を半額減免といたしておりますので、その分の 56 万 7,950 円を差引きますと、431 万 3,500、失礼いたしました、431 万 3,350 円となります。

○議長（宇佐 信行議員）

6 番。

○6 番（久保田 武治議員）

そこですね、現在の基金残高、国保ですね、これが 1 億 7,798 万 3,000 円というふうになっていると思うんですが、今の課長の答弁のようにですね、要するに 18 歳の負担軽減もゼロにす

るための均等割額はですね、この基金の一部を取り崩せばできると思います。

これをですね、高い国保税で苦しんでいる家計の手助けと、子育て支援にもつながると思うんですが、これについてちょっと検討できないのかどうなのか、その点についてちょっと町長、答弁いただけますか。

○議長（宇佐 信行議員）

町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

はい、基金というのは、もしもの時に備えてとってあるものですので、簡単に取りくずせるものではないということです。

色々あるんですけど、経常収支比率が多良木町は82.5%です。80%ぐらいが最適とされてますけど、ちょっとオーバーしてます。しかし82%ぐらいだったらですね、近くの町村が90%を超えているところもありますので、よく財政のほう頑張って、この辺で留めておいてくれるなというふうに思います。

実質赤字比率というのがあるんですけど、これは形式的には黒字であっても、翌年度の収入をその年に繰上げて使っていたり、その年度に支払うべきものを翌年度に繰上げて、繰り延べるなどして実質的には赤字の状態が、実質赤字比率と言ってるんですけど、これは多良木町のほうはありません。これもやはり健全な財政を維持しているということだと思います。

それから、連結実質赤字比率というのがありますけど、これは特別会計と一般会計全部連結したときにですね、実質赤字が生じている状態が、連結赤字比率というんですけど、これも多良木町はクリアしてますので、全体で赤字はないということです。

それから実質公債比率、借金ですね、これが9.0%です。ですから、こちらのほうはですね、9.025%なんですけど、中学校とか公共施設に大分今お金を入れてますので、どうしてもやはり借金については少し増えてくるんですけど、これは県知事と事前協議をしなくていけないのがですね、25%まで上がったときには、県知事と実際、協議をして借りられるかどうかということを決めなければならないんですが、もう一つ将来負担比率というのもあって、将来的に今、いろんな事業をやってて、そして、建物を建てて、それが将来どのぐらいの町の負担になってくるかというのがあるんですけど、これも多良木町はクリアしてますので、全体的に非常にいい財政状況を維持していると思います。

税金は、やっぱり国保税は安いとは思いません。確かに、高いんですけど、医療費を払う費用の一端を税として払っていただいていることですので、国保税の考え方は、前、議員にもお話ししたとおり、要するに国が、国がくれるお金、それから現役の方が支払ってる、あ、するのかしらないのか、今、るるお話ししましたが、そういう状況を見たときにですね、やはりこれは負担は難しいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

これは国保基金残高にしてもですね、やはり国保の被保険者から集めたお金ですから、当然その人たちにそれなりのね、基金があれば、例えば保険料を軽減するとか、あるいは私が今提案しているようなことも含めてですね、当然考えなきゃいけないと思うんですが、今の町長の答弁で、基本的にですね、今おやりになるつもりないということなんだと思いますんで、5番目のですね、町道の維持についてなんですけど、10分しかありませんので、恐らく途中で切れるかもしれませんが、議長その辺については、ご了解いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（宇佐 信行議員）

はい。分かりました。

○6番（久保田 武治議員）

5番目のですね、町道の維持については、県内の多くの市町村の道路行政が予算、使途、技術力の三つの不足に直面しているとの指摘があります。

本町の実情と対応、対策を伺いたいということなんですけど、これ、これも熊日さんの大きな記事なんですけど、全市町村からのアンケートを集約したですね、市町村道の維持、道路事情の今、という特集記事なんですけど、その中で維持管理業務に要する財政支援、予算を国や

県に求める声が多く挙がったっていうことと、そして人員不足と現場の技術力不足というものを、課題として挙げてるっていう内容なんです。

本町の場合、認定管理をしている道路がですね、郡内ではあさぎり町に次いで 326 線もあって、延長距離が 252 km、要するにここから福岡ほどの先に行くくらいですね、そういう町道があるんだということで、私もびっくりしたんですが、町道は町民にとってそれぞれが最も身近で利用頻度が高い道路です。

そこでまず、記事が指摘している予算・使途・技術力について、本町の現状はどうなってるのか、その点簡潔にお願いいたします。

○議長（宇佐 信行議員）

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

はい。

町道を管理しております建設課のほうからお答えさせていただきます。

まず予算につきましては、年間を通して、町道の維持管理ができるだけの予算の配分がなされていると私どもは感じております。

次に、人につきましてですが、建設系の現配属職員、正規職員が 5 名、それに会計年度任用職員が 1 名でございますが、この計 6 名において維持管理が現在のところはできているものと思っております。

この 6 名で不足する場合におきましては、建設課には上下水道係という係も存在しますので、こちらの係に協力依頼をして、建設課全体で町道維持には対応しているところでございます。

三つ目の技術力についてですが、建設課に在籍する職員全てにおきましては、一般事務職員であるため、専門知識を有する会計年度職員 1 名を雇用している状況でございます。

○議長（宇佐 信行議員）

6 番。

○6 番（久保田 武治議員）

次にですね、本町での 326 線の道路管理、いわゆるパトロール、これはどのような頻度でどのように行われているのか。

また全路線での舗装率は一体どういうふうになっているのか、また橋の点検についてはどのような計画で実施されているのか、その点について伺います。

○議長（宇佐 信行議員）

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

まず、道路パトロール、維持管理ですけども、こちらにつきましては、国道を境に本町を南北に分けております。

その南北に分けた部分につきまして、毎年度、指名競争入札により委託契約を締結しております。契約によりまして、年 2 回の定期的なパトロールを行っているところです。

それ以外につきましては、本町が依頼した場合には、その都度パトロールを行っていただいているというところです。

例を挙げますと、大雨の後や、台風の通過後などは、必ずパトロールを行っていただいているというところになっております。

次に町の舗装率ですが、現在 95.7%となっております。

100%にはなっておりませんが、この未舗装部分につきましては、山間部へ通じる、いわゆる林道、作業道等へ通じる部分のみが未舗装となっております、いわゆる使用頻度が少ないというようなところになっております。

橋梁の点検につきましては、町内には 194 橋梁、これは建設課が所管する部分でございますが、ございまして、5 年で全ての橋梁を点検を行うサイクルで実施をしております。

点検により補修が必要な場合は補修工事を行っておりまして、点検を行わないと交付金事業の対象外となってしまいますので、必ず 5 年で全ての橋梁を点検しているところでございます。

○議長（宇佐 信行議員）

6 番。

○6 番（久保田 武治議員）

この間ですね、町道口の坪覚井線、それから中島線などの、道路拡幅や整備が進んでおりますが、町道の整備についての優先順位などは一体どのように判断をされているのでしょうか。

○議長（宇佐 信行議員）

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

道路の拡幅改良整備などにつきましては、基本的に多良木町総合開発計画に基づいて実施をしているところでございます。

その他要望書や議会において採択された案件を、庁舎内におきまして協議し、地理的状况、あと町の施策、施設の整備とかですね、そういったもの、あと財政状況を検討しながら決定しているところでございます。

○議長（宇佐 信行議員）

6 番。

○6 番（久保田 武治議員）

えっとこれが最後になるかな。

道路が狭あいだで緊急車両が入れないので拡幅整備をしてほしいとかですね、それから以前に陳情が採択されているんだけど、手につかない路線、そういったものへの対応や路肩崩落、倒木の恐れがある道路対策については、どのようになされておりますか。

○議長（宇佐 信行議員）

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

まず最初に、路肩の一部崩壊などについてですが、こちらにつきましては、業者で修繕、業者に依頼して修繕、又は軽微なものであれば職員が行って補修を行っております。

次に倒木の恐れがある道路についてですが、こちらにつきましては、住民からの情報提供や、また道路パトロールでの情報提供によりまして、現地を確認後、必要があれば地権者、いわゆる木の所有者へ注意喚起や、町の補助事業ですね、支障木僕伐採の補助事業というのがありますが、こちらの案内をしております。

最後に要望陳情採択、陳情の採択案件につきましては、建設課のほうに受付台帳を常備しております、そちらのほうに一応載せております。その都度、庁舎内で協議を行っている状況にあります。

最後にですね、現状につきまして、現在、要望された案件ですね、については、入札などを行っておりますが、落札されない事例が続いております、整備がなかなか進まない状況にあります。これは建設業においても人手不足の状況にあるものと考えられます。

○議長（宇佐 信行議員）

6 番。

○6 番（久保田 武治議員）

そこで、この質問が最後になるんですが、町長の町道管理についての考え方、それから今後の方針の進め方、それについては一体どのようにお考えになってますか。

○議長（宇佐 信行議員）

町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

はい、建設課のほうとしっかり話し合いをしております、建設課のほうからも、よくそういう報告が上がっております、舗装の打ち換えとかですね、それから優先順位等々に関しては、建設課の話を聞いた上で、優先順位がどうしても早くしなくちゃいけないところがあります。

そういったところは、そういう形で行ってますが、最近の例で言いますと、中学校の下原田ですかね、あそこ綺麗になっておりますけれども、あそこがまず優先ということでしたので、あそこ今通学道路見違えるように歩道も広がっておりますので、そういう形で、住民の方々の要請がたくさんあるんですけど、実は消防団のところの道が細いので広くしてほしいという、ある議員の方から7〜8年前にお話があった件が、最近ようやくそれがなったということで、もう要望したらすぐできるという、本当はしてあげたいんですけど、なかなかそういうふうにはいかないというのは、予算面でありますので、そこは執行部のほうで、しっかりと優先順位を話し合って、そして決めていきたいというふうに、これからもそういうふうにしていきたいと思

っております。

○議長（宇佐 信行議員）

6 番。

○6 番（久保田 武治議員）

もうあと 2 分しか残っておりませんので、6 番目の、高齢者の交通事故防止のための安全運転支援装置の助成の問題と、それから川辺川の問題についてはですね、次回に質問をさせていただきたいということで、一応これで、私の質問を終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（宇佐 信行議員）

はい、よございます。

はい、非常にですね、持ち時間がなくなってあと、2 分というでございしますが、6 番の久保田議員がこれで終わりたいということでございますので、これで 6 番、久保田武治議員の一般質問を終わります。

次に 8 番、猪原清議員の一般質問を許可します。

8 番、猪原清議員。

猪原 清議員の一般質問

○8 番（猪原清議員）

それでは、通告書に従い一般質問を行いたいと思うところですが、ちょっと 1 番目の質問はですね、昨日の同僚議員からも同様なご質問がございましたが、町政に関わることで中途半端になるといけませんので、ここで暫時休憩をお願いしたいと思うんですが。

○議長（宇佐 信行議員）

暫時休憩ですか、もうこれ 1 番、ちょっとどぎゃんですかね、12 時までやりましょう。はい。

○8 番（猪原清議員）

はい。それではシナリオに従って、シナリオじゃなかった、通告書に従い一般質問を行います。

一般質問に先立ち、先日九州に上陸した台風 10 号の被害調査と災害復旧に当たっておられる町長、副町長、教育長、以下の職員の方々のご苦労をはじめ、猛暑の中で業務に当たっておられる職員の方の労苦に対して敬意をお払いしたいと思います。

それと質問中、一部、私の所属する厚生建設文教常任委員会所管の課に関連する質問がありますが、今後の町政全般に関わる問題だと思いますので、議長に許可をお願いしたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

はい、許可いたします。

○8 番（猪原清議員）

ありがとうございます。

それでは通告書に従いまして、私の一般質問を行います。

すいません、ちょっと私事で昨日ちょっと作業中にちょっと腰を痛めましたので、なるべく簡潔に、私も立ってる時間を少なくしたいと思います。

質問事項の 1、行政区割りの見直しについて。

質問の要旨、人口減少により、地区によっては今後数年で隣保班長と区の役員不足という状況を迎える行政区が出てくる可能性があります。

そうなれば、回覧配布やリサイクル作業、体育祭参加等に、当然支障が出てくることになります。

行政区割りを検討をせざるを得ない時期が、近い将来必ず来るとは思いますが、町長はどのように考えておられるかということで、以前にも前課長のときにこの問題に対してお聞きしました。

さらに昨日の同僚議員からの質問にも同様の質問がありましたので、簡潔に答えて時間の無駄を省きたいと思います。時間の浪費だけは 1 番私は避けたい人間なので。

私も区の、現在ですね区の、順番ということで隣保班長させていただいてるんですが、先日総会でのお話でまあ、これはお話です。次の隣保班長は〇〇さんのところ、個人名を控えます。

夫婦ともに 80 歳を超えて出来るのだろうかとか、その人が本人がやると言えば頼んでもいいけど、年齢的にも体力的にも、もつかなあという話とかですね、次の人に回してもいいんだけど、隣保班長ができる家がだんだん少なくなっているという話があります。

そうなれば、月に 1 回程度行う地区のリサイクル作業にも支障が出てきますし、町の体育祭もですね、今 3 か所で行われてますが、人数の関係で参加できない区も現実に出てきております。

この行政区割り再編について、検討しなければならない時期は、既に到来していると私は思っていますが、町長はどのようにお考えられるか、簡潔に具体的に答弁をお願いします。

昨日と重複する部分は省いてもらって結構です、はい。

○議長（宇佐 信行議員）

これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それではお答えいたします。

議員が申されるとおり、人口減少や高齢化が進行し、様々な行事に支障をきたしておるという状況はそのとおりだと思われま。

また、町といたしましては、これまでも近隣行政区との統合の検討を願って、いろいろな働きかけ等をやってまいりましたが、様々な事情によりまして、統合に至らないというこれまでの経緯もございます。

昨日の落合議員の答弁にもございましたが、まずは、今後の話ですが、各行政区に問いかけを行いまして、合併等のもので、可能性を探っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐 信行議員）

8 番。

失礼、町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

はい。もう今、総務課長が申したとおりです。

昨日、同僚議員の方からご質問を受けて、そういう時期が近づいているという意味でのご質問だったと思います。

猪原議員もそういうご質問、2 つ受けましたので、これは早急に区のほうに、合併について合併というか、統合ですね、区の統合について、希望があるところは、町のほうで何とか手助けとか、そういうのができればですねやりますので、どうかこの手を上げてくださいというふうに、こちらが積極的に呼びかけていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（宇佐 信行議員）

8 番。

○8 番（猪原清議員）

はい。教育長の話は昨日聞きましたので、今日はこれ大丈夫ですね。はい。

行政区のほうに問いかけっていうか、自発的な意思ということで昨日も聞きました。

ただ、先ほども同僚議員の消防団の話だったんですが、実際、この町の消防団はもう統廃合しているんですよね、大部分が。

ということはどういうことかという、若い人は早いんですよ、そういう話が。

私もよく近隣の議員さんとお話しすることあるんですが、あんまりこう言いたくないんですけど、結構高齢の世代が、やっぱりぶっちゃけ言いますけど、隣と一緒にいたくないとか、そういう意見が実際にあるそうです。近隣の町でもですね。

ただ、若い人っていうのはそういう意識が少ないんじゃないかなあ、この消防団の統合もやったということは、私も含めて若い人も別にいいんじゃないのって、隣と統合しようが 3 つの区が統合しようが、と思ってるんですが、やっぱりそういう若い人がそれなりの年代になるにはしばらく時間かかるかと思うんですが、やっぱりそういう行政のほうでもですね、こういう行政コスト、昨日もお話あったとおり、行政コストの問題とか、そういう回覧とか通知の迅速な周知ですね、その問題とかもありますので、やはりある程度はトップダウンといいますか、

町からも問いかけというか、そういう座談会なり、そういう場を含めて、検討されたらどうでしょうかという形もですね。

恐らくですね、私も含め若い年代は、そんなに抵抗はないんじゃないかなと思います。隣と一緒にやろうとか。

ただ、ちょっと 47 行政区ですかね、ちょっと多過ぎる、近隣に比べればですね。

やっぱり隣のあさぎり町も、その辺では結構悩んでおられる議員もいらっしゃるってことなので、やはりまず多良木町が、昔の多良木町リーダーシップという、多良木町という近隣の町に先んじてですね、リーダーシップを持っていた時代を、是非町長思い出していただいて、そういう区の統廃合ですね、今後に向けても、8,300 人ですから、もう私が小学校中学校みたいに、2 万人近くいませんので、やっぱその辺の行政の手腕をですね、ぜひ発揮していただいて、区の統廃合にぜひ前向きに、住民の意識を喚起するような形でやっていただければと思います。

というところで、議長、暫時休憩を。

○議長（宇佐 信行議員）

そうですね、1 番の質問についてはこれで終わりたいと思います。

そういうことで、ここで昼食のために暫時休憩をいたします。

午後は一時より開会いたします。

（午前 11 時 55 分休憩）

（午後 01 時 00 分開議）

○議長（宇佐 信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8 番。

○8 番（猪原清議員）

はい。それでは午前中に引き続き一般質問を行います。

今日昼はカツ丼を食べてきましたので、気力も体力も充実しておりますので、明快な答弁をお願いします。

2 番目の、空き家、空き土地活用で財団との連携を、というところで、多良木財団では、移住定住推進や ICT 企業との協働を企画し実施しております。

今後は、町と財団で密に連携し、空き家や空き土地の活用方策を考えるべきではというところで、ご案内のとおり、多良木財団におきまして、移住定住の推進策や企業との共同で、協業で、学生、若者、児童に対する様々な教育を含めたところの事業を、多角的に取り組んでおられます。

そこでお聞きしたいのは、先の定例会議でも質問しました、空き家対策、その中でも今度は町に存在する利用可能な空き家や、活用可能な空き地の活用方策について、財団と町がタッグを組んで取り組んでいくことができないかというところです。

前総務課長が企画観光課長時代にもですね、この質問は何度かお聞きしました。

例えば活用可能な空き家、空き地を SNS や雑誌などの媒体を通して、全国的にアナウンスする。若者でも入手可能な売買料金・賃貸料金で公募して、リフォームや建築は地元の業者に、いわゆる有利な形であつせんすると、そこら辺りをですね、町が財団と協力して行えば、ある程度財団もやりやすく上手いかなかなと考えます。

実は総務省のほうでもですね、この移住定住については一応移住定住策というところで、いろいろ案というか、先進事例、取組事例をそれぞれの項目に応じて、ずらずらっとアドバイスされております。

その中にはもちろん、今回の移住定住や空き家対策、関係人口づくりとか、地域おこし協力隊の活用の先進事例が載っておりますが、この辺、町としてはそういう先進事例に学ぶことも大事ですが、町としての独自の方策といいますか、今後どうしていきたいかということを含めて答弁をお願いします。

○議長（宇佐 信行議員）

浅川企画観光課長。

○企画観光課長（浅川英司君）

それでは、企画観光課より答弁させていただきます。

ただいまお話がありましたとおり、多良木財団には、令和3年度から移住定住促進コーディネート業務を委託しており、多良木町への移住者の増加や、定住促進を目的として、移住相談支援業務や情報発信業務に取り組んでいただいているところであります。

さらに今年度からは、移住定住促進の一環として、町内の空き家利活用に向けて、企画観光課との連携を図るため、鹿児島県長島町への先進地視察や、球磨地域振興局との情報交換会に参加していただき、移住定住の推進に必要な課題の共有と対応策の検討を行っております。

今後は、今回補正予算を計上し、ご可決いただきました久米のしごと創生支援住宅のリフォームにも、ワークショップの開催などで協力していただき、空き家の利活用を移住定住や関係人口、活動人口の増加につなげられるよう、連携を強化してまいりたいと考えております。

また、空き家の増加については、本町においても重点課題と考えており、現在、危機管理防災課で町全体の空き家調査を行っております。

企画観光課でも、本調査の結果をもとに、現状と課題の分析を行い、多良木町への移住定住に興味を持っていただいている方々の多様なニーズに対応できるよう、たらぎ財団や関係各課と一体的に空き家利活用の取組を進めてまいります。

○議長（宇佐 信行議員）

8番、あ、町長ですか。

はい、町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

はい。今、議員おっしゃるとおりだと思います。

情報の発信というのは非常に大事なことでありまして、県内県外を問わず、多良木町にはこういうものがありますよとか、それからリフォームした家屋等々のもので、動画で撮ってそれをアップするとか、そういう情報発信ってのは非常に大事なことでと思いますので、まさにおっしゃるとおりだと思います。

財団は、〇〇先生のご指導のもとですね、今町と財団が協力しながら事業展開を図っておりまして、今後あらゆる可能性を考慮しながら、多良木町と外部のつながりを図っていくことに注力をしていきたいというふうに思っております。

先生が議会の皆さん方にいつも話になるのは、DeNA、あるいはADDRESSっていうことをいつも前振りに言われますので、最近はDeNAとADDRESSだけでは持ちませんよって話をしてるんですけど、その他にClassiという学習を深めるやり方ですかね、それはAIが1回問題を出して、子どもたちがそれを学習して、それをAIが見て、この人はこういうところが苦手なので、こういうところをもうちょっとやったほうがいいとか、そういうのをしてくれる、開発してるClassiという会社がありましてですね、ここにも何回か来ていただいて、今年も7月だったかな。何かその辺で1回やってもらってます。

それからマイクラフトという、子どもたちの想像力を駆使して、いろんな多良木町にこういうものができるという提案をしてもらう、これ子どもたちの提案ですので、いろんな形が出てくるんですけど、そういう学習をやっていただいて、保護者の方々には非常にですね、評価をいただいています。確実に成果を上げていただいていると思っております。

株式会社ADDRESSとの関係なんですけど、実はADDRESSが全国展開のサービスの提供を開始する時期からですね、ブルートレインたらぎを、多良木A邸、なんていうか、邸宅の邸ですね。A邸ということで、ADDRESSの拠点に登録をいたしまして、これまで多くのADDRESSの会員の方々に利用していただいております。

会員の中には子どもさんですね、短期間でありますけど、多良木小学校に短期の学習されて、デュアルスクールという方法らしいんですけど、多良木小学校で受入れていただきましたので、多良木小学校に通わせていただいて、多良木の子どもたちと仲よくなっているという。ブルートレインに泊まりながら通ったということがあるんですけど、そういう会員の方もいらっしゃる。

全国にADDRESSの拠点が増えていく中で、一時感染症の拡大ですね、これがちょっと、減少した時期もあったんですけど、現在もブルートレインは会員の方に利用していただいております。

今、財団のほうではですね、関係人口創出に携わる地域おこし協力隊の隊員を募集をしています。

こちらの隊員が大体空き家活用をやるという予定で募集してるんですけど、現在のまだ決まっておきませんので、空き家の活用については、業務執行理事である多良木町役場の職員が、今、国道沿いの使えそうな、公庫物件をですね、写真に撮ってファイルをしながら、所有者に問合せをしているところですけども、利用できそうな町中のもですね、空き家というのが、大体不動産屋さんが入っておられて、なかなか、うまい具合に安くて借り上げる物件が、なかなか見つからないような状況になってます。

実を言いますと、国道筋ではありませんけど、昨年3月段階で、月に安い金額で借り上げができる物件がありましてですね、そこに ADDRESS の担当の方が入って、リフォームする予定で家屋調査とか周辺の調査をしてもらいました。したんですが、合意直前になってですね、いろんな事情でその物件を借用することができなくなりましてですね、当初の予定がちょっとそこで初動体制が遅れてしまったという事情はあります。

今後は、国道筋に拘らずですね、調査を継続して、なるべく早い段階で多良木町に拠点が置けるように、努力していきたいというふうに考えております。

先ほど課長も申しましたように、久米の堂山にあります、お試し住宅ですね、こちらを今度補正予算に50万上げさせていただいて、業者にお願いすると高くなりますので、そういう心得のある職員がおりますので、職員自らそこに携わって、なるべく早くリフォームして、それを発信していければというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（宇佐 信行議員）

8番。

○8番（猪原清議員）

はい、ぜひですね、推進していただいて、移住定住促進住宅、あそこですね、堂山、いつもこういうなんか、例月出納の検査のときも、光熱費とかそれだけがかかっているという状況ですから、やはりその解消のためにもですね、また、私がよく雑誌で田舎暮らしの本というんですけど、よくそこ出てくるのは、大体同じような自治体が多いんですよ、えびの市とか、南島原市とか、ていうことは結構そこだけでもそれだけの物件があるということは、多良木町もそういう潜在的に、そういう使える空き家があるということだと思いますので、これはもう財団ともぜひ強力なタッグでですね、推し進めていっていただきたいと思います。

余計なことは言いませんので、3番いきます。

中学校跡地の活用はということで、町長は以前、中学校が移転改築完了の際には、跡地活用の協議を始めるということをおっしゃってました。

いつから具体的活用方策についての協議を始めるのかというところですが、これも昨日、同僚議員からの質問がありましたので、お答えされていることについては、もう重複する必要はないと思うんですが、以前、町長がおっしゃってた、県が、県によりかさ上げをお願いするということで言われてました。

これ、県によるかさ上げの計画っていうか、進捗はどのようになっていたんですかね。

○議長（宇佐 信行議員）

町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

はい、この件につきましてはですね、熊本県も、国もそうなんですけど、今河川の掘削をやっております。

今、土捨て場がなかなかないということで県も悩んでおられて、相良の橋からちょっと行ったら右側に、大きな土捨て場があったんですが、そこもほぼ満杯になってきたということで、今の自動車学校の上に道捨て場を、錦の業者の方がつくっておられてですね、こちらはかなり広いスペースになっておりまして、ここも大分、多分入れてもらわないかなと思うんですが、多良木のグラウンド跡は、当初は今の総合グラウンドの高さまで、かさ上げをするというつもりでしたので、これは熊本県のほうに問合せをしています。

熊本県から返ってきた答えは、上にどういう建物を建てるんでしょうか、何階建てかのビルとかそういうのを建てられるのか、それか、駐車場として利用されるのか、グラウンドにされるのか、その辺を教えていただけませんかというようなことが問合せがありましたので、それ

は副町長のほうで、それを引取りましてですね、ちょっと協議をしまして、やはりもし土捨て場として整地していくんだったら、土捨て場すいません、あそこを整地していくんだったら、やはり高い建物が建っても大丈夫なようなけん牢な形での埋立てをしてほしいということを、向こうに副町長のほうから伝えてもらっております。

県のほうは、多良木町のほうからそれでもいいですよというサインがあったら、いつでもそれに取りかかれるということなんですが、議員ご承知のとおり、今、建設課のほうから、私もちょっとおかしくなったんですが、下水道管が通ってる、15センチぐらいですかね、下水道管が通ってると。町有地なので、もう誰の許可を得る必要なく、さっと通せますので、そういうものが通っていると。

それから用排水路も牛島 1 号線のところに通っているということで、こちらを何とかするか、その上をトラックで運んでいくのか、その辺はまた建設課とちょっと相談をして、そして県のほうにはそれを、もうもし良いということであればですね、いつでも伝えられる状態にはなっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（宇佐 信行議員）

8 番。

○8 番（猪原清議員）

そうですね、けん牢な土地ということでゆくゆく考えれば、ここの跡地というのは、やはり昨日からおっしゃってるとおり、町の中心地に近く、面積も広大であるということから、ゴールをどこに決めてじゃなくてこれからというお話をされてましたので、私もそうしていただきたいと思うんですが、以前から、この駅前からずっと体育館とかが、災害の避難所とかそういうエリアになってますので、この前も新幹線の話で申しましたが、大規模災害への備え、先ほどのお話から伺うと、例えば災害公営住宅とか、ちょっと高層の集合住宅みたいなものも考えられるのかなと思うんですが、やはりここをですね、今後の協議次第だと思うんですけど、いわゆる同僚の議員とも再三提案してますけど、大規模災害に対応できる防災拠点、それも言ってみれば、先ほどの地方創生と一緒にですけど、関係人口を増やせるような用途、普段はですね、例えば、災害にも対応できる拠点、西原村がつくったようなスポーツグラウンドとか、そういう他所からの、他所からの住民とかも集まって関係人口が増えるとか、そういう拠点整備を考えの一つに入れていただければ、この町の将来としてですね、南海トラフ巨大地震が恐らく 30 年以内に必ず来ます。

それは南海トラフは 1 回でマグニチュード 9 とかじゃなくて、2 回に分けてきた年代もあるということで、どうなるか分からないんですが、やはり、普段はその備えができるスペースで、普段はじゃなくて、普段から備えができるスペースで、例えば、中体連も行われている、郡体も行われているグラウンド整備、あるいは駅伝の発着地点にもなりうるようなですね、そういうきちんとしたグラウンドですね。

やはり球磨郡は陸上王国というふうに言われて久しくありますけど、球磨郡の中学生、小学生、高校生がのレベルでいけば、なぜか都市部の 400m トラックとか、熊本県の運動公園とか、国立競技場とかに行けば、どうしてもこう不利があると。それ何で不利があるのかなということを関係者に聞いたんですけど、400m トラックと 300m では全然違いますよと。いくら 300m で練習しても 400m トラックに行くと、やっぱりそれなりのベース配分というか、走り方があるということで、私も 300 トラックで強いんですよ、実は。400 だとコケるんですね、これは冗談ですけど。

やはり、あの場所が、グラウンドゴルフも含め、他のこの近隣の町村からのアクセスが良好で、そういう大きな郡内の大きな大会ですね、それはもう行われているということを加味しましたら、やはりそういう防災拠点をまずベースにした運動公園とか、駅前再開発という、名前はあれなんですけど、そういう形でやっていただければ将来に対して、町民も子どもも夢を持てるのではないかなあと思うんですね。

新幹線はもう私が生きてる頃に実現するかどうか分からないですけど、この辺グラウンドとか、グラウンド中学校跡地の整備はもうそんな遠い将来じゃなく可能な一つの夢かなと思いますので、そちらはもう今後十分な協議をしてもらってですね、もちろん住民も含めたところで、意見を聞きながら、開発をさせていただきたいと、もう切に思いながら、はい、早いですが、4 番に、なぜかこう早いんですね今日は、はい。

4番、消防費について、町では各地区で消防団員が各戸を訪問し、消防費を徴収しております。これはもうご存じのとおりです。

その使途はともかく、特別職の地方公務員とされる消防団員が、消防費いわゆる寄附という意味合いで、受け止められかねない現金を徴収していることについて、どのようにお考えられているかということです。

これはもう住民の方からもよく疑問が投げかけてるところです。

私も実は約30年前にこちらにUターンしてきました。大都会のほうからですね、それは余分ですけど。

まず、来られたときに、消防費いただけますかということで、私も最初Uターンしてきたばかりなので、それ消防費で何ですかっていうことを聞いたことあるんですよ。あなたたちはちゃんと報酬もらってるんでしょうと。報酬をもらって、尚且つ消防費をまた私たち税金と二重に出さなくちゃいけないのと。

地域のつながりから言えばですね、そこまでこう突き詰める必要もないんですけど、これ何に使うてなぜ必要なのかが、当時分からなかったんです。恐らく移住とか都会からUターンされてきた人は、大部分がそう思ってるんじゃないかなと思います。

私もですね、何らかの法的根拠とかこの件に関してですね、あるんじゃないかと思って調べてみました、一応ですね。私もちょっと調べないと、いいかげんなこと言えませんので、以前ですね、何年か前に総務省消防庁が、この問題に自治体からの質問ですね、回答した文書があります。

大分抜粋して割愛してしゃべりますけど、まず消防団への寄附は、自治会、町内会等の自主的自律的判断に基づく任意の自主自治活動であり、というが、行政機関たる消防団、行政機関ですね、特別職の公務員ですから、消防団への寄附は、誰からであろうと何の目的であろうと行政機関の収入である。行政機関が市町村の関知しない収入を得て、関知しない支出をすることは、他の行政機関を例に考えても想定外であって違法であると。これはっきり総務省消防庁が謳っておられます。

しかも、ちょっと略しますけど、消防団員は特別職公務員として、役職によって異なるものの、年間の一律報酬や出動手当、退職報償金なども支払い支払われているものである。

近年、消防団員のなり手が少ない自治体が続出して、消防団の機能が弱体している例が多く聞かれるのも事実であると。

少子高齢化、地域の過疎化、地域共同体、家族の在り方自体が変容している中で、消防団制度を維持することに限界が来ていることは確かである。

しかしそのことと地域からの慰労や謝礼の目的として、寄附を合法化するのは筋違いで、制度の維持は別問題として考えなければならない。消防団の維持はもう、この寄付とはもう別問題なんですよということです。

回答書にですね、寄附が割当てられていない、寄附をしない自治体、自治会もあるということが、民意の証、任意の証、何て言いますか、既存の事実とかそういう意味でしょうね、消火活動は、寄附の有無にかかわらず公平に行われていることをもって、行政が関知しない理由としているようであるが、要は、このことが行政機関が寄附を受領していることの違法性を担保することにはならないだろうという結論で結んでおります。これはもうお国の考えです。

こういう私自身の経験ですけども、このことが長年続いているうちの町とか地域の慣例とはいえ、消防団員が業務外で、休みの日なのに、1日、1軒1軒回って消防費を集めているのも、私が消防団員だったら一つの負担ですね。1軒1軒回って、私みたいな人がいて文句言われて、渋々っていうそれは、私にとって大きな負担だと思います、恐らく。だから何でぎゃんことせんばんとかな、自分たちが。

だけん、上からですね、そういう分団長とか、言われることはないと思うんですけど、こういう負担、町民から見ても負担なんですよ。

消防団員からしても、恐らく徴収、そういう行為の負担があると思います。

これを以前にも常任委員会で聞いたことあるんですけど、ある委員からは、これはもう昔からあることやっでそぎゃんと聞かんちゃよかと、今のは球磨弁です、はい、それじゃ困るんですよ。

長年やってるからせんばいかんとばいと、これは町の常識だけんって、町の常識は世界の非

常識ということがあります。

隣の湯前町は集めておられないということで、例えばそういうほら消防団に対する慰労とか、そういう意味があるのであれば、例えば区費とか自治会費、そこにまるんだところで、じゃ、もう、あんたたちこれでお茶でも飲んでくださいよと、言うのであれば、百歩二百歩譲っても、私はオーケーですけど、やはりこの消防費というのはですね、全国やってるわけじゃないんですよ。

ということは何を言いたいかというと、1番言いたいのは不公平は駄目ですよということです。隣の町でやっている、よく出るのは不公平な問題ですよ。隣の町は5,000円くれやったと。大体その辺です。ある方やなくて、とある住民の方もよく隣は一万円くれやっただけになって、ただその不公平感が、やはり住民にとっては1番のリスクっていうか、頭の痛いネタじゃないでしょうか。

この辺に関しても、こういう古い慣例とか、そういう消防団に対する負担を強いるような行為を今後も続けるのか、それとも、町長のお考えでどうされるのか伺います。

○議長（宇佐 信行議員）

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

それでは、お答えいたします。

各地区からの消防費徴収についてのご質問でございます。

消防団は公務以外の活動も含む地域貢献のための組織という成り立ちの歴史がございまして、今も祭りですとか用水路の清掃、ちょっと前には煙突の掃除とかそういった分もされていた状況がございまして。

町としまして消防団の業務にかかる費用は、多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の規定に基づき、適正に支給をしております。

一方で、消防団が本来業務以外の活動について、地域によっては、消防費や協力金というような形で消防団へ渡されたり、行政区によりましては、地区の規約により消防費を定められているところもあり、区費と合わせて徴収されているところもあるようでございます。

そのようなことから、それぞれの地域の実情を考慮すべき案件であると考えております。

平成22年には、横浜市におきまして、住民である原告から、横浜市長に対し、地元自治会から消防団に支払われたお金の返還をめぐる訴訟が発生しております。

その際の判決文には、消防団が本来業務のほか、本来業務との活動が疑われる活動につき、市民等から慰労などの趣旨で、直接寄附金を受領することは違法となる余地があるとされつつも、原告の請求が棄却された経緯もございまして。

消防庁からも、正式な通知や通達もあっておりませんので、本町としましては、違法であるとの認識はしていないところでございます。

しかしながら、今回の質問に関しましては、今後の消防団員の確保ですとか、地域コミュニティの低下等にも関連してまいり重要な質問かと思っておりますので、次回の方団長会議等でも、情報、その報告をさせていただきまして、団員との情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

それと先ほど湯前町では徴収されていないということでございましたが、一応、人吉球磨管内調査をしたところ、ほぼ全てのところで徴収、地区によってはしてないところもございますが、ほぼ全ての市町村では徴収をされているという状況でございました。

それと団員が休みに1軒1軒回って、それを負担になっているのではないかとということでございますが、こちらにつきましては、私も一応消防団のほうに20年ほど在籍しておりまして、消防費を集めておりました。消防費を集めるに当たって、火の用心とか、そういった事と合わせて回っていた状況でございます。またその回ることによりまして、その地区の人を知ることができます。ひとり暮らしであるとか、そういったところで、向こうも私のことを知っていただけますし、とにかく地区のことを知れたということで、私は特に消防費を集めることが苦とは思ったことはございませんし、私の耳に消防団員から大変だということは聞いたことはないところでございます。

○議長（宇佐 信行議員）

町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

はい、議員の言われることはよく、論理的に整理されておりますので、よく分かります。

今 400 人ほど消防団の方、多良木町いらっしゃいますけど、本当によく頑張っていたいて、団員が少なくなってくる中で、各地区に目配りをしていただいていますね、災害の折、この間 10 号の時にも出動していただきましたし、町でそういう会合をやるときは、必ず団長、副団長来ていただきますし、よく本当に頑張って、地域のために活動してもらってるなというふうに思っています。

1 回私が経験したことで、数年前に区長さんがですね、それまでの非常勤の特別職の公務員から普通の人っていう形に決められて、大分反発がありました。

どうしてなんだということで、何回も会合して分かっていたんですけども、そういうふうに国のほうが決めたんだったらしょうがないというふうに言っていましたけれども、最終的には。

しかしやはり、気持ちの中ではなかなか整理がつかないということで、随分お叱りを研修センターで何回か会議をやりましてですね、受けたことがありました。

国とか、そういう上部機関は、地元の人たちと接することは殆どありませんので、もうさっとそれに非常勤の特別職の公務員じゃなくするっていうことは簡単にできるんですけど、やっぱり住民の方々と直接顔あわせてリアルでお話する私たち町の職員にしてみればですね、なかなかそれは分かっていただけない、いきなり公務員じゃないですよって言われてもですね、それはなかなか納得していただけないということで、非常に抵抗がありましてですね。

未だに昔から区長さんをされていた方々は、あれおかしかなっていうことは多分思っておられると思います。

新しく区長さんになられた方はもうそういうもんだというふうに解釈をしていただいていますね、そこは、許容の範囲ということであると思うんですけど。

何でもかんでも、その法律とスレスレの線というのがありましてですね、私たちの活動の中にも、例えばこの間北海道の議員さんがやめられたように、秘書の方が葬儀のときに、御香典を持って行かれた、ご本人でないのが違法という、しかしご本人が言われるには、もうずっと今までやってたことだし、自分の秘書が持っていくっていうに関しては、自分は今まであんまり疑問を持ってなかったということを言われたんですけど、やはり周りから追及されて、辞めざるを得なくなってしまいました。

しかしその追求したり辞めろといった方々の中にも、そういうことをやってる人、多分いると、同僚議員の中にですね、自民党の議員の方々の中にそういうのは、そういう方々いると思う、いらっしゃると思うんですけど、しかしそこは余り深く追及されずに、あの方がスケープゴートみたいな形で、議員をやめられたということになりますんで、やはり何ていうんすかね、法律で決められたことと、通常の日常やっているこういうのの中に、ちょうどその接点っていうのがあるということです、だと思えます。

実は多良木町で私経験したことが 1 件ありまして、ある助役の方が、報酬の問題で、消防団のほうにいろいろと言われたことがあって、その方は助役になられたばかりで、やはりはっきり言われた、多分正しいことを言われたんだと思います。

そうしましたら、もうこの方も亡くなってるんですけど、その方と、その分団員全員が消防服を脱いで、助役室に持ってきて、もう自分たちはしないっていうことで、それは助役からすれば非常に不本意、正しいことを言ったのにそういうふうに消防団の反発があったということに関しては、思われたと思いますけど、その時は当時の町長が頭を下げて行かれて、何とか取りなしてもらったということがありました。

その消防団が団服を脱いでどんと机に上げられた方はですね、今までやってることがどうしてそのできないんだっていう気持ちだったと思うんですよ。

そういうちょうど何ていうんすかね、法律どおりにギチギチやっちゃいけないところ、やっぱりどうしても行政の中にも出てきますので、そこらあたりは、見逃していただくというのはおかしいんですけど、理論的に言えば、議員のおっしゃったことが正しいと思うんですよ。だから判例なんかも今言っていましたし、そして横浜の裁判所が、一応そういうふうに取上げなかったと。

ただ違法であるということは言ったけど、取上げなかったというのも、その辺のやっぱり事

情があったのかなというふうに思いますし、この辺も私も、結論としてですね、どうなっているとかなかなか言いにくいところがありまして、そこは、議員の胸の中に置いていただいて、ご容赦いただければなというふうには思っております。

○議長（宇佐 信行議員）

8 番。

○8 番（猪原清議員）

概念的には分かりました。

ただこういう、町民の中にもこういう意見があるというのも、町の幹部も執行部も消防団の方にもですね、認識をいただいて、徴収するのは苦痛にならない人もいる、ただ苦痛になる人もいるわけですよ。

私も今隣保班長で区費を集めますけど、やはりそれなりの文書を出して、区長から出してもらって、例えば、それも一つで例えば神社への奉納金とかもですね、これはもうあくまでも寄附ですから、義務的に納めるお金じゃありませんので、それはもう理解をいただいた人だけに行っていただくということで、やはり消防団員方一人一人が、やっぱり自分たちは特別職の公務員なんだよということを認識いただいてですね、特に年末年始の夜警とか、そういう飲食が必要であれば、町からもって手当てとか、そういう間違った形ですね、やられたほうが、私はいいと思うんですけど、苦痛にならない人もいるかもしれません。取り立て屋みたいにですね、それが楽しくてやってる人もいるかもしれませんが、恐らくそういう方は、ちょっとまれな部類に入るんじゃないかなと思います。

私も 20 年間、消防にいまして東京にいまして、東京にも消防団ってあるんですよ、実は。ただ、東京の消防団は火は消しません。あくまでも、消防力が潤沢にあるので、都の場合は。お手伝いとか、消火の後のホース巻きの手伝いとか、それぐらいです。

ただ、都会の消防団にも規律訓練とか操法訓練はあるんですよ。それ実際私も指導に行ってましたけど、都会の消防団はその報酬が潤沢に出てたのかもしれませんが、やはり全国一律じゃなくて、公平にですね、報酬は出てるわけですから、その辺を町の幹部、執行部の方も十分消防行政に携わる危機管理防災課長も、その辺はこういう意見があるんだよと、みんな喜んではいって出してる、私のほうは喜んで出してますよ、今はニコニコやって、腹の中は知りませんけど。

ただ、そこんところですね、もう昔からの慣例だからというのは、都の職員はそういうあんまり意識はないです。昔の慣例、うち破れというほうでした。

昔からこぎゃしよっけん、いらんことすんなすんなとか、昔はありましたよね、よく。昔ですよ、うちの叔父が公務員時代ですよ。もうよかで、いらんことせんちゃよかで、新しかことはめんどくさいからやめろとか、実際あったんですよ、実際こういう話が。

だから、やっぱりそういうのはですね、悪い慣例とか、そういう古くから、明治時代からある慣例とか、うちもあるんですよ、地区で、例えば当番が隣保班長以外にもこう毎月お金集めたり、その初盆の方に集めて持っていったりする、それももうやめようかと、よその地区ではやったらんけんとか、やはりその辺をですね、もう前の質問でも言いましたが、昔のこの地域のリーダーたる多良木町がですよ、率先して、昔の慣例はやめるんだよと、今の時代はこういうのは合っていないから、こういうことをやろうよということしたら、多良木町はこれは素晴らしいと。町長誰だろうって、こうなるんですよ、実際。

ですからそういうですね、古い慣例とか、ちょっと若い人から見たら、これはどうかなあとかいう慣例ですね、もう令和ですから時代は。もう明治の人であと何人かしかいないはずですよ、だから、令和の時代に合った行政っていうか、そういうのをやっぱり多良木町は目指していったほしいなと思いつつ、この質問はあんまり引っ張らせずにこのへんで終わります、はい。

それではもう 5 番目ですかね。

はい、5 番目の質問、町長選挙出馬の意思はということで、この質問のために、私は昨日散髪してきましたので、どれだけ気合が入っているかというのが町長には分かるかと思うんですが。町長選挙まで半年となりました。

吉瀬町長には、まだまだやり残している課題、今日も午前中に質問されましたけど、課題が数多くあると私は思ったのですが、町長參選を目指す意思はというところで、一応シナリオも書いてきましたので、町長のようにダイジェスト版でちょっとしゃべってみます。

たしか、令和4年12月の定例会議でも同じような一般質問しました。前は12月という、ちょっとこの時期が詰まってきた時期だったんですが、今回、この9月の定例会議で訊くということは、ちょっと時期尚早かなと思ったのですが、私の周りにもですね、いろいろと雑音っていうか本音か建前か知りませんが、いろいろ聞こえてきました。

熊日新聞の報道でも何回かあってるんですが、宇城市長、山鹿市長はもう進退を明らかにされました。最近では、大津町長も進退を明らかにされました。

どちらも2月です、改選は。

ですから、ということは、うちも2月ですね。

町長はこの辺どう意思を持っておられるのかということで、単刀直入に、明快な答えを期待して、はい。

○議長（宇佐 信行議員）

町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

はい。私の任期は2月18日までになります。

残り5か月ほどになりました。

9月の議会が終わりましたら、いろんな行事がずっと重なってきますし、町中のお祭り等もあります。

とりわけですね、今度9町村そろって、国土交通省、農水省等々、各省庁の要望もありますし、11月には、いろんなチェックの入る大会もたくさん控えておりますので、今はしっかりとですね、任務を全うさせていただいて、そして後援会の方々とお話をさせてもらって、そのお話をさせていただいたことで決まりましたらですね、速やかに議会の皆さん方に、後援会で決まったら、真っ先に議会の皆さん方にどうするかということは、ご報告をしたいと思いますので、今は、今はですね、まだ進退に関しては決めておりません。

後援会に相談した上でということ、もうしばらくお待ちいただければというふうに思います。

○議長（宇佐 信行議員）

8番。

○8番（猪原清議員）

いろいろ行事があるのは承知しております。

ただ町長もですね、年齢的、精神的に果たしてこれら数多くの難題を遂行して完結できるかは、この町長の気力体力、私みたいな不慮の事故もありますので、どうとは言えませんが、やはり多くの町民もその辺は気になっているところかなと思います。

私にもいろいろ準備の都合がありますので、今聞いておかないといけないかなと、こう言うとか何かこう、あれですね。

やっぱり今はしっかりと任務を遂行するという町長の言葉は、これは立派な言葉です。

兵庫県知事も言ってます毎日。今は、任務遂行するときだと。あんたたちがやめるといふべきじゃないという、そういう立派な言葉ですよ。

やはりあと5か月というところで、いろいろこう逆算していくと、選挙のときに逆算するんです、私も。どんな準備したほうがいいのかなと、有権者としてですよ、あれじゃなくて、有権者としてどんな準備をしていけば、最良の人選をできるのかなという、その準備がですね、やっぱり心の準備も必要であるし、お金、お金は要りませんが、いろいろですよ。

ですから他の雑音もいろいろ聞こえてきているというところで、やはりこの辺が、町長は進退はつきりされると、結構ですね、いろいろ今自民党総裁選とか、野党もやってますけど、見るとやっぱりこう早く表明された人のほうが注目度も何か有利不利はどうか分かりませんが、見ると早めに表明されたほうが、出るなら出ると言われたほうが、選挙の準備期間も含めて、かなり進めやすくなるのではないかなと思いますけど、今のところ、全うされるということで、全うの次は、聞かないほうがいいですか、はい。

私も今のお答えで取りあえず、大きな行事が終わって、お知らせできる時には、然るべき時期にということ、お伺いしておきますので、私の今後の準備もですね、いろいろありますから、この辺で質問を終わりたいと思うんですが、いいですか、議長、終わって。

はい、それでは私の一般質問はこの辺で終わります。

○議長（宇佐 信行議員）

これで8番、猪原清議員の一般質問を終わります。

日程第2 「同意第2号」 教育委員会委員の任命について

○議長（宇佐 信行議員）

次に、日程第2、同意第2号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

町長、吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

それでは私のほうから、選任同意についてのお願いをしたいと思います。

同意第2号、教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

令和6年9月10日提出、多良木町長 吉瀬浩一郎、記としまして、住所は熊本県球磨郡多良木町大字多良木246番地5、お名前が竹下美保さん。生年月日が昭和29年6月13日でございます。

提案理由といたしまして、竹下美保教育委員会委員が令和6年10月30日をもって任期満了となるためでございます。

略歴につきましては、裏面のすいません、次のページに略歴書ということで書いてございますので、ご覧になっていただいて、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宇佐 信行議員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐 信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐 信行議員）

討論なしと認めます。

これから、同意第2号「教育委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。

この採決は、多良木町議会運営の申合わせにより、起立表決によって行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐 信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、この採決は、起立表決で行います。

念のため申し上げます。

賛成の方は起立を、起立されない方は反対とみなします。

それでは、同意第2号「教育委員会委員の任命について」、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宇佐 信行議員）

着席願います。

起立多数です。

したがって、同意第2号「教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定いたしました。

日程第3 多良木町議会議員の派遣について

○議長（宇佐 信行議員）

次に、日程第3、「多良木町議会議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、多良木町議会会議規則第128条の規定によって、配布しましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐 信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、配付しましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、その取扱いを議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐 信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合の取扱いは、議長に一任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐 信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐 信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

散会宣言

○議長（宇佐 信行議員）

令和6年度第3回多良木町議会（9月定例会議）を閉じます。

（午後01時54分散会）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員